

松監第 45 号
平成 30 年 2 月 23 日

松 前 町 長 岡 本 靖 様
松前町議会議長 八 束 正 様

松前町監査委員 安 永 紀 雄
松前町監査委員 伊賀上 明治

平成 29 年度定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

1 監査対象機関

町長部局、各委員会事務局及び議会事務局（監査委員事務局）

2 実施期間

平成 29 年 10 月 25 日から平成 30 年 1 月 31 日までのうち 8 日間

3 監査の方法

次の事項を主眼として、あらかじめ提出を受けた資料に基づき、各所属長及び担当者の説明を受けるとともに、関係書類等を調査することにより監査を実施した。

- (1) 予算の執行は、適法かつ効果的に行われているか。
- (2) 事務事業は、予算の目的に基づいて行われているか。
- (3) 契約事務は、公正適切に行われているか。
- (4) 財産の取得・管理、物品出納事務は、適切に行われているか。
- (5) 補助金の交付は、補助金交付要綱に基づき適正に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行についての指摘要望事項は、次のとおりである。

なお、事務処理上の軽易な問題点については、その都度善処及び検討を指示し、指摘要望事項を除き、適正に処理されているものと認められた。

(共通する事項)

- 平成22年度から第4次総合計画による計画的なまちづくりが行われてきたが、計画期間も終盤を迎えようとしている。今後も厳しい財政状況が続くと予想されるが、残りの期間において計画が実現するよう、全庁職員が組織目標を共有し、その上で個々の職員が政策主体となって業務を遂行されたい。

- 公法上及び私法上の債権に係る滞納については、部署で対応に苦慮されている。財源の確保と町民負担の公平性・公正性の観点から、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。
貸付金については、未納者の死亡、自己破産など徴収不能なものについては、全庁的に考え方を統一し、債権放棄などの措置の具体的な方針を検討し、公会計制度導入に備えられたい。

- 担当職員が「事務事業評価シート」を作成し、行政サービスをマネジメントするようになったことで、職員がコスト意識を持ち、政策立案能力の向上も図れるようになると考えられる。行政評価が軌道に乗ることを希望する。

- 総務省は、地方行政への住民の信頼を高めるため、企業が導入している内部統制によるリスク管理を参考に、地方自治体への導入に向け地方自治法の一部を改正している。市町については努力義務にとどまっているが、近隣市町に先駆け、的確に対応できるように、今後、情報収集に努められ、適切に対応をされたい。

- 超過勤務時間は、職員間で格差がみられた。職員の健康管理及び効率的な事務を実施していくため、職員間での協力体制の整備を推進されたい。また、住民が納得する行政の円滑な運営のため、自主的に問題解決に対応できる人材の育成に取り組まれたい。

(対象機関別事項)

- ◎ 監査対象機関 **総務課**
指摘要望事項 昨年度より、町政懇談会を定期的で開催し、町内各地区との情報交換を積極的に実施されているが、住民からの貴重な意見を有効に活用できるよう、今後とも継続して取り組まれたい。
町財政等の現状について、住民がわかりやすい周知方法を検討され、多くの住民が、町行政に関心を持ってもらうきっかけ作りにつなげてもらいたい。

- ◎ 監査対象機関 **財政課**
指摘要望事項 新たな財源確保が難しい状況ではあるが、提供される情報には常に気を配り、財源の確保に努め、引き続き適切な予算の編成に努力されたい。

地方公会計制度については、導入開始に向けての準備も最終段階に入っているところだろうが、今後の事務の進捗についてリアルタイムで情報を提供してほしい。

- ◎ 監査対象機関 **税務課**
指摘要望事項 町税等の徴収については、現年度分、滞納繰越分とも鋭意滞納整理に努力されており、今後とも、効果的な徴収に積極的に取り組むとともに、悪質な滞納者に対しては厳正に対処されたい。
税務課は、毎年「収納方針」を示されているが、同じように、他課についても「収納方針」を定められてはどうか。

- ◎ 監査対象機関 **国体推進課**
指摘要望事項 昨年、愛媛国体等も無事終了し、残務処理を行うのみとなり、特に指摘事項はなかった。引き続き適正な事務処理に努められたい。

- ◎ 監査対象機関 **福祉課及び所管保育所**
指摘要望事項 福祉関係の国の施策は、変化が激しく複雑ではあるが、今後とも動向に十分に配慮されるとともに、適切な事務執行に努められたい。
保育所については、保育士の不足により超過勤務の報告が目立った。在職の保育士に負担がかからないよう、職員補充については的確に取り組みたい。

- ◎ 監査対象機関 **町民課**
指摘要望事項 戸籍・住民基本台帳等管理は、市町村の最も基本の事務であり、今後とも個人情報の取扱いも含め適正に処理されたい。
ごみ処理事業は、生活環境を維持するために欠かすことのできない事業であるが、ごみ処理に要する費用は高額であり、現在導入している可燃ごみ用ごみ袋の販売収入以外（プラスチック・埋立てごみ等）の財源も検討されてみてはどうか。

- ◎ 監査対象機関 **保険課**
指摘要望事項 保険業務は複雑多岐となっており、今後の医療制度の動向等についての的確な情報の把握に努め、適正な運営に当たられたい。
国民健康保険の広域化に伴い保険料の算定について見直しが見直しが予定されているが、家計に影響を与えるものであるため、決定事項は速やかに・わかりやすく周知してもらいたい。

- ◎ 監査対象機関 **健康課**
指摘要望事項 健康診断の受診者の増加に向けて取り組むとともに、町民ニーズに応える効果的な事業を実施し、町民の健康管理を促進されたい。
- ◎ 監査対象機関 **まちづくり課**
指摘要望事項 町営住宅使用料の滞納に対しては、地方公会計制度導入に向けて未収入金の整理に努められたい。
事務事業評価において、関係団体の負担金等に関して、効率化と経常経費の削減について指摘されていたが、今後の具体的な対策について検討を求める。
- ◎ 監査対象機関 **産業課・農業委員会事務局**
指摘要望事項 農業政策においては、国の施策の動向等を的確に把握し、適正な事務執行に努められたい。
事務事業評価において、関係団体の負担金等に関して、効率化と経常経費の削減について指摘されていたが、今後の具体的な対策について検討を求める。
- ◎ 監査対象機関 **上下水道課**
指摘要望事項 今後の公共下水道事業計画の見直しについての状況を具体的に説明できるよう努めていただき、住民が納得できるような将来の運営方針を示してもらいたい。
公共下水道事業特別会計については、平成 32 年度に導入される公営企業会計制度に円滑に適用できるように備えられたい。
- ◎ 監査対象機関 **学校教育課及び所管小・中学校・幼稚園**
指摘要望事項 奨学資金の未返納者については、当事者の支払能力等を十分に把握し、適切に処理されたい。
事務事業評価シートにおいて、就学援助事業（準要保護）における認定については副町長・部長が指摘するように【認定基準】の制定を行い、今後の事業の効率化に向け努力されたい。
- ◎ 監査対象機関 **社会教育課**
指摘要望事項 公民館等が主催する各種事業については、事業評価シートの内容を基に、住民のニーズを捉え、広く住民が参加できる機会を提供する事業の実施に努められたい。

- ◎ 監査対象機関 **会計課**
指摘要望事項 特に指摘事項はなく、引き続き適正な公金管理に努められたい。

- ◎ 監査対象機関 **議会事務局・監査委員事務局**
指摘要望事項 特に指摘事項はなく、引き続き適正な議会運営・監査に努められた
い。

5 総評

我が国経済は、国の積極的な経済対策により、景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとの内閣府の指摘のように、依然として不透明な状況が続くことが懸念される。

財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続したことから、国及び地方の長期債務残高が平成 29 年度末の見込みで 1,093 兆円に達するなど、他の先進諸国と比較しても状況は著しく悪化し、硬直化が進んだ国及び地方の財政状況は、国民生活に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中、本町では、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、選択と集中の視点で、特に町民生活に密着した社会資本の整備、町民の安心・安全につながる事業の推進を中心に各種事業に取り組まれているところである。

地方公共団体が、住民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、新たな着眼、柔軟な発想から既存事業の中止・廃止を含めた徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全性の確保に留意しつつ、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるように、地方税等の財源の確保を図っていく必要がある。

今後、少子・高齢化の進展等に伴う扶助費や特別会計への繰出金・負担金などに係る経費の一層の増加は必至であり、中学校の改築を始め、西古泉筒井線の整備、JR 車両基地貨物駅の周辺整備、放課後児童クラブ施設の新設、公民館の耐震化など社会資本の整備及び既存の施設等の維持補修、耐震化等に所要の財源を要するようになると予想されるので、引き続き行政改革に取り組み、歳出削減に努める必要がある。

こうした中で、昨年度から、行政運営に経営的な視点を取り入れ、これまでの予算の投入額によってコントロールされていた「計画重視」の事業から、目標を設定し達成を目指して事業内容を見直す「成果志向」の事業へと変換を図り、行政サービスの質的向上を実現するため、行政評価という考えを導入されている。

このことは、限られた行政資源を効率的・効果的に活用し、的確に行政を運営する上で、大変有効なことであるし、コスト意識の認識や政策立案能力の向上につながり、職員の資質改善にも影響を与えるものである。住民のニーズ、社会情勢や環境の変化に適切に対応するため、先例や慣行にとらわれることなく、スクラップアンドビルドによる施策の再構築を図られたい。

地方公会計の統一的な基準による財務書類作成に向けた準備に取り組んでおられるが、資産・債務管理や費用管理を適正に行うためにも財政状態を適切に分析し、財政マネジメントの強化を図り、将来にわたって健全な財政運営が維持されるよう尽力されたい。

最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本にのっとり、歳入にあつては、税・手数料を始め補助金等の財源確保、収入未済額の更なる縮減に努める一方、歳出にあつては、各施策や事業の緊急性、必要性、有効性、経済性等を見極めたうえで、限られた財源の効率的・効果的な支出を図ることが重要となる。

急激に進む国の変革に対応するためにも、地方も考え方を大きく改める必要がある。

従来 of 制度・慣行にとらわれることなく、知恵・アイデアを十分に発揮できるよう、あらゆる状況に対し柔軟に対応できる体制づくりを望むものである。